

議案第 16 号

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分を下記のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

記

君津広域水道企業団に存する財産の全てをかずさ水道広域連合企業団に帰属させる。

平成 31 年 2 月 19 日提出

君津市長 石 井 宏 子